

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マーヤの定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事といい、評議員と併せて役員等という。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等に対して、職務執行の対価として、報酬等は支給しない。

### (費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

### (公表)

第5条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (補則)

第6条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会を決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第7条 この規程の改定は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則 この規程は、平成29年 7月 1日より施行する。